

☞新・生活様式対応リフォーム支援事業のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症に対応した新・生活様式による住まいづくりを推進するとともに経済の活性化を図るため、県内の施工業者で住宅等のリフォーム等の工事を行う場合に補助金を交付する事業を実施します。

◆補助金額／補助金の額は、補助対象工事費の50％に相当する金額と20万円のいずれか低い金額となります。なお、千円未満の金額は切り捨てとなります。

◆補助の対象者／以下の全ての要件を満たしている方が対象となります。

- リフォーム等の工事を行う方
- 飯豊町に住所を有し、補助対象となる住宅に居住する方
- 同じ年度内にこの補助金の交付を受けたことがない方
- 町税等の滞納がない方（同一世帯に居住する方も含む）
- 町が行う他の制度による補助金等の交付を受けていない方。ただし、他の住宅リフォーム支援事業と併用が可能な場合もありますので、ご相談ください

◆対象工事／リフォーム等工事のうち以下の別表第1から第3までのいずれかの工事であること
別表第1

・住宅内にウイルスを持ち込まないための工事

工 事 内 容

| | |
|-----|---|
| 1-1 | 宅配ボックスを設置する工事 |
| 1-2 | モニター付きインターホンを設置する工事 |
| 1-3 | 開閉や施錠等をタッチレスで行える玄関ドアを設置又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事 |
| 1-4 | 玄関脇手洗い器を設置する工事 |
| 1-5 | タッチレス水栓器具を設置する工事 |

別表第2

・住宅内の感染拡大を防止するための工事

工 事 内 容

| | |
|-----|--|
| 2-1 | 玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事 |
| 2-2 | 居室を換気するための換気設備を設置する工事 |
| 2-3 | 感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム（室内に洗面台とトイレを設置する）工事 |
| 2-4 | 感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事 |
| 2-5 | 抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事（内装材、手すり等） |
| 2-6 | 住宅内に手洗い器を追加設置する工事 |
| 2-7 | 居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事 |
| 2-8 | 洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事 |

別表第3

- ・テレワークまたはリモート授業に対応するための工事

| 工 事 内 容 | |
|---------|---------------------------------|
| 3-1 | テレワーク等を行うための防音に配慮した工事 |
| 3-2 | 居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事 |

○リフォーム等工事にあたり、県内業者と請負契約を締結するものであること。

○令和3年2月末日までに、実績報告書を提出できる工事であること。

○令和2年9月1日以降に着手された工事であること。

※交付決定前の着手も可能です。

◆**施工業者**／山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人に限ります。

◆**手続き**／「交付申請に必要な書類」（補助金等交付申請書、見積書、図面、着工前写真等）を提出してください。

◆**受付期間**／予算がなくなり次第受付終了となりますので、工事を予定されている方はお早めにご相談ください。

◇問合せ先／地域整備課建設室 ☎ 8 7 - 0 5 1 6 （直通）

👉 令和2年9月以降に住宅を新築・購入される方へ補助金のお知らせ

町では、県産木材の利用を進めるとともに、新型コロナウイルスによる影響がある中でも、住宅投資意欲や町内経済の活性化を図るため、補助金を交付する事業を実施します。該当される方はご相談ください。

◆**補助金額**／1戸につき100万円（※令和2年9月1日以降に着工した住宅が対象）

◆**補助対象住宅の条件**／町内業者が施工する耐久性基準及び一定の省エネルギー基準を満たす住宅で、下記のいずれかに該当する県産木材使用住宅（※県産木材を15㎡以上かつ延べ床面積／㎡×0.1の100%（②～④は50%）以上使用する住宅）であること

◆**その他**／対象となる条件や、申請方法などは下記までお問い合わせください

| 対象住宅 | 備 考 |
|-----------------------|--|
| ①県産木材多用型 | 県産木材使用住宅 |
| ②寒さ対策・断熱化型 | 「やまがた健康住宅認定証」の交付を受けていること |
| ③子育て支援型 【三世代同居・近居】 | ・平成14年4月1日以降に出生した世帯員がいること ・平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯が新たに2km以内または同一小学校区域内の近居世帯となったこと |
| ④移住促進型 | ・平成27年4月1日以降に山形県外から飯豊町に移住した ・東日本大震災被災地から平成27年3月31日までに飯豊町に住み替えた世帯員がいること |

◇問合せ先／農林振興課農林整備室 ☎ 8 7 - 0 5 2 6 （直通）

「5つの場面」に関する新型コロナウイルス感染症対策分科会（政府が設置した有識者会議）からの提言

緊急事態宣言が解除されてから、ほぼ半年が経過しようとしています。今冬をしっかりと乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必要です。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられます。本感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるためには、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須です。

この度、各自治体のヒアリング等を通してクラスターの分析が進んだことから、感染リスクが高まる「5つの場面」に整理し、提示されました。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られていることから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」が取りまとめられました。

町民の皆さまにおかれましては、これらのことを踏まえ、感染防止対策を講じながら経済活動を両立され、力を合わせて新型コロナを乗り越えてまいりましょう。

【場面1】 飲酒を伴う懇親会等

- ・ 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下します。また、聴覚が鈍くなり、大きな声になりやすくなります。
- ・ 特に敷居等で区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まります。
- ・ また、回し飲みや箸等の共用が感染のリスクを高めます。



【場面2】 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・ 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まります。
- ・ 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります。



【場面3】 マスクなしでの会話

- ・ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります。
- ・ マスクなしでの感染例としては、昼カラオケ等での事例が確認されています。
- ・ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です。



【場面4】 狭い空間での共同生活

- ・ 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります。
- ・ 寮の部屋やトイレ等の共用部分での感染が疑われる事例が報告されています。



【場面5】 居場所の切り替わり

- ・ 仕事での休憩時間に入った時等、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。



☞感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

利用者

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で
 - ②なるべく普段一緒にいる人と
 - ③深酒・はしご酒等は控え、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人一人です。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
※食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例がありました。
- ・会話をする時は、なるべくマスク着用（フェイスシールド・マウスシールド（※1）は、マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要（※2））。
- ※1 フェイスシールドは、もともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
- ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなる根拠の蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

お店

- ・お店は、ガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用等の工夫も）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

★ガイドラインを遵守したお店で…
従業員で感染者が出た、ある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定程度開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出ませんでした。

＜飲酒の場面も含め、全ての場面で
これからも引き続き守っていただきたいこと＞

- ・基本は、マスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず、会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

こんなときも
毎日を支えてくれる
お店の皆さんに、
うつさないようにしよう。



☞詳しい情報は、町ホームページをご覧ください

特設ページ【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

<https://www.town.iide.yamagata.jp/013/COVID-19.html>



←こちらの
QRコード
からもご覧
になること
ができます

【飯豊町新型コロナウイルス対策本部事務局】

健康福祉課健康医療室 ☎86-2338 ・総務課防災管財室 ☎87-0695